

UPOST グループ人権方針

2022年4月1日

株式会社ユニバーサルポスト

株式会社フロンティア

代表取締役社長 喜瀬 清

1. 基本方針

UPOST グループは、世界人権宣言、国際人権規約、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言の順守に努めます。

「CSR 行動規範」(2011年3月1日制定、2017年1月5日改訂)には法令・社会規範の順守、人権の尊重を定めており、その中で、人権の尊重については、「全ての人は人が等しく人権を有することを認識し人を尊重することは勿論、人権の保護に努め、人権を侵害する行為は行いません」と定めています。

UPOST グループ就業規則第 1 条第 2 項に定める「本規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労働基準法その他の法令の定めによる」の内容の一部を明示するものとして「UPOST グループ人権方針」を制定し、事業活動全般にわたり、国際的に認められた人権の規範に準じ、人権侵害の抑止に努め、方針に基づいた企業活動に取り組みます。

2. 従業員の人権の尊重

(1) 公正・公平な採用・雇用

採用・雇用にあたっては、いかなる差別も行わず、公正な選考による多様な人々への就労機会の提供に努めます。従業員の評価・処遇については、各人の職務遂行能力や仕事の責任・成果などに基づき、公正なルールに沿って決定します。

(2) 労働者の権利の尊重

UPOST グループは、国際条約や法令に基づき、従業員の結社の自由、組合への加入または非加入、団体交渉などの参加の権利を尊重します。

(3) 適正な給与および労働時間

従業員に対する給与額の設定にあたっては、各地域の最低賃金および生活賃金水準を維持するとともに、労働時間や休日は法令で定められた基準を順守するとともに、長時間労働・過重労働の防止に向けて総労働時間の短縮に取り組みます。

(4) ハラスメントの防止

UPOST グループでは、人権侵害行為であるハラスメントの禁止を就業規則第 17 条から第 17 条の 6 に定め、該当する行為が懲戒の対象となることを明記し、人権侵害行為に対する厳格な対応を示しています。ハラスメントのない職場環境づくりを進めるために、コンプライアンス相談窓口を設置するとともに、あらゆるハラスメント行為を防ぐため、役職員を対象とした研修を進めて参ります。

3. 強制労働・児童労働の禁止

UPOST グループでは、全てのあらゆる形態の強制労働および就業の最低年齢に満たない児童を就労させることを禁止します。また、これらの廃絶に向けた取り組みを支持します。以上